

平成30年度決算  
引上げ分の地方消費税収を充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月から消費税率が引き上げられたが、その趣旨は「社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）」の財源確保のためであることから、県及び市町村においては、引上げ分の税収は、社会保障施策に要する経費に充てるものとする旨が地方税法に明記されている。  
本市においては、地方消費税交付金の増額分を下記の事業に充てている。

●地方消費税交付金（社会保障財源化分） 802,701千円

社会保障の充実（802,701千円）

（単位 千円）

分野	事業名	事業内容	平成30年度 決算額	財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国・県 支出金	その他	地方消費税 交付金(社会 保障財源分)	その他
子ども・子育て	子ども医療費助成事業	子どもの医療費の助成を行うことにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康増進と健やかな育成に寄与し、もって子どもの福祉増進を図る。	401,051	50,369	2	196,000	154,680
	幼稚園・保育所等給付費	教育を希望する場合や「保育の必要な事由」に該当し保育を希望する場合に、幼稚園や保育所等で教育・保育を実施することにより、保護者の就労支援や児童の健全育成を図る。	4,804,069	3,387,269	441,524	545,701	429,575
	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村が地域の実情に応じて各種事業を効果的に実施し、地域における子育ての支援を行う。 (病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、つどいの広場事業外)	352,294	242,850	0	61,000	48,444
合計			5,557,414	3,680,488	441,526	802,701	632,699